

関市自治基本条例の運用及び進捗について(表)

条番号・見出し	具体的な施策・取組	概要	実績・経緯	対応する 5次総の施策
前文 第1章 総則(第1条―第3条) 第2章 基本原則(第4条) 第3章 市民の権利、役割及び責務(第5条―第9条)				
第5条(市民の権利)				
第6条(市民の役割及び責務)				
第7条(子どもの権利)	(1)VSプロジェクト (2)若者まちづくり団体・プレーヤー登録制度	高校生対象のまちづくりチーム。高校生ならではの視点を活かした情報発信や関市を舞台にイベントの企画・運営を行います。 関市で自主的かつ主体的にまちづくり活動を実施する若者(15歳～24歳)に対し、市が必要な物品の貸与やイベント保険の加入、事業のアドバイスなどのサポートを行います。(R5. 7から対象を29歳までに拡大)	《実績》令和4年度 関市内在住・在学の高校生15名が参加。月1～2回の活動を実施(全20回)。主な活動は、ぐるっとナゾ解きビンゴ(刃物まつり)の実施、まなびかふえへの参加(市内高校活動発表会)、関市ジュニアリーダーとの交流会等 《実績》令和4年度 登録件数(前年度から継続の活動案件を含む。) 7件 ※「自治基本条例出前講座」(中学校3年生を対象にした関市自治基本条例の出前講座)は、令和元年度の4件を最後に、以後の実績なし。	施策5 子育て支援 施策8 教育環境づくり 施策9 小中学校教育 施策10 関商工高等学校
第8条(高齢者、障がい者等の権利)	(1)アクティブGメン♪75(生涯現役プロジェクト)	アクティブシニアセミナーの受講者(50歳代～90歳代)が、野菜づくり・木育(刃物)・保育を3本柱に、子ども食堂やサロン向けの野菜づくり、刃物ワークショップの指導サポート、保育園の野外活動の見守りボランティアなどを行い、「GENKI(元気)なメンバー♪健康寿命75歳以上」を目指します。	《実績》令和4年度 アクティブGメン♪75の登録者数 36名	施策3 障がい者福祉 施策4 高齢者福祉
第9条(事業者の社会的責任)			※「せきの未来・社会貢献プロジェクト(みらプロ)」(地域課題や社会的課題に取り組む団体と、社会貢献活動を行いたい事業者のマッチングを行う事業)は、令和2年度で事業を終了。 令和2年度までの実績 みらプロ参加事業所25社、参加団体17団体、プロジェクト数23件	施策20 商業

第4章 議会の責務(第10条)

第10条(議会の責務)	(1)議会に関する情報提供	定例会や臨時会終了後に、市広報へ一般質問の内容や審議結果などを掲載します。 本会議及び委員会の会議録をインターネット(会議録検索システム)に掲載します。	《実績》令和4年(1月～12月) 市議会だより→年間7回掲載	
-------------	---------------	---	-----------------------------------	--

関市自治基本条例の運用及び進捗について(表)

条番号・見出し	具体的な施策・取組	概要	実績・経緯	対応する5次総の施策
	(2)会議の動画配信	本会議の動画をインターネットで配信します。	《実績》より多くの方に視聴していただけるよう、YouTube関市議会公式チャンネル(R2.1～)にて、本会議をライブ配信するとともに、直近の本会議の録画を配信(関市議会ホームページからもYouTubeとのリンクにより視聴可能) ※「中学生及び高校生を対象にした議員との懇談会」は、令和元年7月の中学生との懇談会を最後に、以後の実績なし。	

第5章 行政の責務(第11条―第13条)

第11条(行政の責務) →第23条 パブリックコメント制度を参照				
第12条(市長の責務)	(1)施政方針 (2)市民の皆さんと語る会(市長と語る会・車座集会) (3)まちづくり市民意識アンケート(せきのまちづくり通信簿)の実施	毎年度、市長の施政方針について、市ホームページで公表します。 市民と市長との対話を通じ、市政への理解を深めていただくことともに、市政に対する意見や提言を聴くことにより、市民の皆さんの声の届く市政を推進することを目的として、市民の皆さんと語る会を開催します。 無作為抽出した満16歳以上の市民3,000人を対象に、総合計画の進捗状況の確認や、まちづくりに対する市民意識を把握しています。	《実績》令和4年度 令和5年度施政方針を令和5年3月に市ホームページで公表 《実績》令和4年度 市長と語る会・車座集会の開催回数 4回 《実績》令和4年度 令和4年11月25日～令和4年12月16日にかけてアンケートを実施 調査対象者(令和4年11月現在 関市に居住している満16歳以上の市民3,000人) (配布数3,000通 有効回収数1,297通 回収率43.2%)	施策40 広報・シティプロモーション
第13条(職員の責務)	(1)地域支援職員 (2)市民協働推進員研修会の開催	地域委員会が行う地域振興計画に基づくまちづくり活動を支援するため、地域支援職員を任命します。 市民協働推進員を各課に1名配置し、市民協働推進員に対して協働に関する研修会を開催します。	《実績》令和4年度 地域支援職員 15地域に各職員4人、アドバイザー(管理職員)1人の合計75人を任命 《実績》令和4年度 令和4年10月20日 市民協働推進員研修会 開催 「自治基本条例/協働のまちづくり指針から協働について知り、各課の施策における協働を見直そう」 講師:林 加奈さん(特定非営利活動法人せき・まちづくりNPOぶうめらん 中間支援担当、関市市民活動センター事務局長) 参加者 30人	施策43 職員育成

第6章 市政運営(第14条―第17条)

関市自治基本条例の運用及び進捗について(表)

条番号・見出し	具体的な施策・取組	概要	実績・経緯	対応する5次総の施策
第14条(総合計画)	(1)基本構想・実施計画の策定及び進行管理 (2)行政評価の実施及び公表	第5次総合計画の策定・実施計画の策定と、進行管理を行います。 効率的かつ効果的な行政運営と行政の説明責任を果たすために、行政評価を実施し、その結果を公表します。	《実績》 関市第5次総合計画(2018～2027) 平成30年4月策定 関市第5次総合計画後期基本計画(2023～2027) 令和5年3月策定 《実績》令和4年度 令和3年度事業の行政評価を実施し、令和4年11月に市ホームページで公表	施策41 行財政改革・行政評価
第15条(財政運営)	(1)長期財政計画 (2)予算・決算その他財政状況の公表	関市健全な財政運営に関する条例第17条の規定に基づき、長期財政計画を策定します。 予算編成方針・過程の公表や、広報における予算・決算、財政状況等の情報提供、財政状況を分かりやすく解説した「せきしのよさん」「せきしのけっさん」を発行します。	《実績》令和4年度 令和5年度～令和14年度の長期財政計画を令和5年2月に市ホームページで公表 《実績》令和4年度 令和4年11月に「令和3年度せきしのけっさん」を、令和5年3月に「令和5年度せきしのよさん」を市ホームページで公表	施策46 財政運営
第16条(行政評価)	(1)行政評価制度の実施<再掲:第14条関係(2)>	効率的かつ効果的な行政運営と行政の説明責任を果たすために、行政評価を実施し、その結果を公表します。	《実績》令和4年度 令和3年度事業の行政評価を実施し、令和4年11月に市ホームページで公表	施策41 行財政改革・行政評価
第17条(危機管理)	(1)地域防災計画	市、関係機関及び市民が協働して、災害予防、災害警戒・対策等を行うための計画に沿って実行します。	《実績》令和4年度 令和5年3月に関市地域防災計画を改訂・災害対策基本法の改正(R3. 5)を踏まえた修正 ・過去に発生した災害の検証結果や近年の施策の進展等を踏まえた修正 ・市の状況の変化を踏まえた修正	施策25 防災・減災・消防

第7章 情報の共有等(第18条～第20条)

第18条(情報の共有) →第5条、第10条、第15条、第20条、第21条、第27条に規定	(1)まちづくり講演会	市民のまちづくり活動の参考となるような講演会を開催	《実績》令和4年度 令和5年3月10日 関市まちづくり講演会開催 「地域資本主義によるまちづくり ～地域の課題をジブンゴト化すると関が面白くなる!～」 講師:中島みきさん(面白法人カヤック ちいき資本主義事業部長)	
第19条(個人情報の保護)	(1)個人情報の保護に関する法律、関市個人情報保護法施行条例個人情報保護条例		※ 個人情報の保護に関する法律の改正により、同法の適用範囲が地方公共団体にまで拡大されたことに伴い、令和5年2月に、関市個人情報保護条例を廃止し、同法の施行に関し必要な事項を定めた関市個人情報保護法施行条例を新たに制定した。	

関市自治基本条例の運用及び進捗について(表)

条番号・見出し	具体的な施策・取組	概要	実績・経緯	対応する 5次総の施策
第20条(説明責任)	(1)情報公開制度 (2)行政手続制度 (3)行政評価制度 (4)パブリックコメント制 (5)市民の声・自治会要望等各種要望への対応	関市公文書公開条例 関市行政手続条例 関市パブリックコメント手続実施要綱 市民からの提案や意見、問い合わせ、相談を「市民の声」として電話やメール等で受け付け、速やかに回答します。また、自治会からの要望を受け付け、速やかに回答します。	《実績》令和4年度 公文書の公開決定状況 公開 40件 部分公開 10件 非公開 1件 不存在 2件 《実績》令和4年度 「市民の声」の処理件数 371件 自治会要望の処理件数 160件	施策41 行財政改革・行政評価

第8章 参画及び協働(第21条－第27条)

第21条(審議会等)	(1)審議会等の委員の公募 (2)審議会等の会議の公開、会議資料・議事録の公表	審議会等の委員は、公募による市民を含めて選任します。 関市審議会等の会議の公開に関する規程	《実績》令和4年度 各種審議会等の公募状況 公募をしている審議会等の数 15 公募委員募集人数 73 公募委員数 65 公募による委員の充足率 89.0% ※詳細は別資料のとおり	
第22条(住民投票)			※ 平成28年度第1回自治基本条例推進審議会で、住民投票条例の常設化について提案があり、平成28年度第2回自治基本条例推進審議会において審議されました。 「ただちに常設化をする考えはない。」(事務局) 「常設型にすると、年齢制限や住民の範囲など、かなり議論する必要があると考える。市政や議会がある中で住民の参画をどのように自治基本条例に位置付けるかが課題。常設化により全ての問題が解決するわけではない。急がずに議論していくことが大事である。」(会長)	

関市自治基本条例の運用及び進捗について(表)

条番号・見出し	具体的な施策・取組	概要	実績・経緯	対応する 5次総の施策
第23条(パブリックコメント制度)	(1)パブリックコメントの実施	市民生活にとって重要な条例、計画、制度等を定めようとするとき、あらかじめ市民に公表し、意見を聞くパブリックコメントを実施します。	《実績》令和4年度 パブリックコメント 4件 関市第5次総合計画後期基本計画(案) 期間 R4. 12. 21~R5. 1. 20 意見1 修正1 第2期関市空家等対策計画(案) 期間 R5. 1. 4~R5. 2. 3 意見0 修正0 関市公共施設再配置計画改訂版(案) 期間 R5. 1. 10~R5. 2. 9 意見0 修正0 第2期環境基本計画(案) 期間 R5. 2. 20~R5. 2. 9 意見0 修正0	
第24条(地域委員会)	(1)地域委員会 (2)地域づくり支援交付金 (3)地域支援職員<再掲:第13条関係> (4)地域委員会活動の促進	関市地域委員会規則に基づき、地域の課題を解決するため、小学校区を基本として、当該地域の自治会、各種団体、事業者等の多様な団体及び個人で構成する地域委員会を認定します。 地域委員会が行う地域振興計画に基づくまちづくり活動において実施する事業に対して地域づくり支援交付金を交付します。 地域委員会が行う地域振興計画に基づくまちづくり活動を支援するため、地域支援職員を任命します。 地域の課題を解決するため、各地域で取り組まれている地域委員会活動に支援を実施します。	《実績》令和4年度 15地域中、14の地域で認定。1地域(瀬尻小学校区)はR5. 10の設立に向けて準備中。 《実績》令和4年度 地域づくり支援交付金→15地域(準備中の1地域を含む。)に対して、37,517,074円交付 (予算執行率:82.5%) 《実績》令和4年度 地域支援職員 15地域に各職員4人、アドバイザー(管理職員)1人の合計75人を任命 《実績》令和4年度 ○地域委員会事業一覧 別資料のとおり ○市民活動センターによる地域委員会サポートの実績 ・地域委員会向けの研修会 5回 ・地域支援職員向けの研修会 2回 ・地域の自慢大会 1回 ※詳細は別資料のとおり	施策11 市民協働
第25条(市民活動センター)	(1)市民活動センターの運営	市民活動団体設立、運営、事業等の相談業務やコーディネート、活動の助言などのサポート、人材育成、研修、交流の活動を実施します。	《実績》令和4年度 ・センター利用状況 平均来場者数 128人/月 平均備品利用数 69人/月 ・センター登録団体数 252団体 ・平均相談件数 22.5件/月 ・プチイベント 12回 129人参加 ・関のおしゃべりカフェ 10回 80人参加 ※詳細は別資料のとおり	施策11 市民協働

関市自治基本条例の運用及び進捗について(表)

条番号・見出し	具体的な施策・取組	概要	実績・経緯	対応する 5次総の施策
第26条(まちづくり市民会議)	(1)まちづくり市民会議の開催 (2)まちづくり市民会議の提案に対する検討	市政全般に関する課題を市民の視点で洗い出し、行政へ政策提言します。 まちづくり市民会議の提案の実現について、担当課において検討し、施策の実現に努めます。	《実績》令和3年度～令和4年度 第10期まちづくり市民会議委員 全員公募による市民で構成。委員は22人。 期間は令和3年11月から令和4年8月まで。 3チームに分かれて活動。令和4年8月28日に政策提案発表会を開催。 ※詳細は別資料のとおり 《実績》令和4年度まで まちづくり市民会議の提案件数(第1期～第10期)72件中、39件が採用 (採用率 54. 2%)	施策11 市民協働
第27条(まちづくりに関する住民満足度の調査)	(1)まちづくり市民意識アンケート(せきのまちづくり通信簿)の実施<再掲:第12条関係(3)> (2)まちづくり市民意識アンケート(せきのまちづくり通信簿)の公表	無作為抽出した満16歳以上の市民3,000人を対象に、総合計画の進捗状況の確認や、まちづくりに対する市民意識を把握しています。 市ホームページ上でアンケートの結果を公表します。	《実績》令和4年度 令和4年11月25日～令和4年12月16日にかけてアンケートを実施 調査対象者(令和4年11月現在 関市に居住している満16歳以上の市民3,000人) (配布数3,000通 有効回収数1,297通 回収率43. 2%) 《実績》令和4年度 令和4年度アンケート調査結果報告書を令和5年3月に市ホームページで公表	

第9章 国、県その他の自治体との協力等(第28条・第29条)

第28条(国、県その他の自治体との協力)		地域創生・3市広域連携協定、東海環状自動車道沿線都市相互の地域活性化推進のための交流連携、中濃広域行政事務組合ほか		
第29条(他地域との交流)			《実績》令和5年度 姉妹都市・モジダスクルーゼス市(ブラジル)、南アフリカラグビー協会との交流 令和5年5月 モジダスクルーゼス市長が関市を公式訪問 令和5年7月 関市長が南アフリカラグビー協会を公式訪問 関市長がモジダスクルーゼス市を公式訪問 ※南アフリカラグビー協会との交流は、令和元年にラグビー南アフリカ代表がW杯日本大会の事前キャンプを関市で開催したことがきっかけ。	

第10章 関市自治基本条例推進審議会(第30条)

第30条(関市自治基本条例推進審議会)		関市自治基本条例推進審議会の開催	《実績》 審議会の開催実績 4回開催(H28 2回、H29 1回、R1 1回)	
---------------------	--	------------------	--	--

関市自治基本条例の運用及び進捗について(表)

条番号・見出し	具体的な施策・取組	概要	実績・経緯	対応する 5次総の施策
---------	-----------	----	-------	----------------

第11章 その他(第31条)

第31条(委任)				
----------	--	--	--	--